

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 裕 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程(平成16年旭医大達第84号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下表部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(中央診療施設)	(中央診療施設等)
第8条 <u>この規程において「中央診療施設」とは、病院全体の診療を支えるため、高度かつ専門的な診療機能を集約し、複数の診療科が共同で利用する診療支援機能を提供する組織をいう。</u>	第8条 <u>本院に中央診療施設等として、次の各号の左欄に掲げる部及びセンターを置き、右欄に掲げる業務を処理する。</u> <u>(1) 臨床検査・輸血部 診療に必要な検査、保存血液及び特殊血液の供給等に関すること。</u> <u>(2) 手術部 手術の実施及び手術室の利用に関すること。</u> <u>(3) 放射線部 放射線による診療及び放射線施設の利用に関すること。</u> <u>(4) 材料部 医療器材の消毒滅菌、供給等に関すること。</u> <u>(5) 病理部 診療に必要な剖検、生検及び細胞診等の病理学的診断に関すること。</u> <u>(6) 救命救急センター 救急患者の受入れ及び診療並びに救急医の養成に関すること。</u> <u>(7) 集中治療部 各診療科において発生した重症患者の管理及び治療に関すること。</u> <u>(8) 総合診療部 患者のプライマリーケア、専門診療科等との連携、地</u>

2 本院に、別表1のとおり、中央診療施設を置く。(新設)

3 前項に掲げる中央診療施設の組織運営については、別に定める。

(略)

(中央診療施設の部長、副部長等)

第9条 中央診療施設の各部に部長及び副部長を、各センターにセンター長及び副センター長を、臨床検査・輸血部、手術部、放射線部、病理部及びリハビリテーション部に技師長又は技士長(以下「技師長等」という。)を置く。

2 部長及びセンター長(以下「部長等」という。)は、教授、准教授又は病院長が指名する者をもって充てる。

3 副部長及び副センター長(以下「副部長等」という。)は、教授、准教授、講師、助教、技師長等又は病院長が指名する者をもって充てる。

4 技師長等は、技術職員をもって充てる。

5 部長等は、病院長の命を受け、その部又はセンターの業務を掌理する。

6 副部長等は、部長等を補佐し、部長等が不在のときは、その職務を代行する。

7 技師長等は、上司の命を受け、その部の業務を処理する。

(医療安全管理部及び医療安全管理部長等)

域医療支援並びに総合診療に係る卒前教育及び卒後研修などに関すること。

(9) 周産母子センター 妊産婦・褥婦・胎児の診療、新生児の診療、周産期医療に係る教育・研究及び周産期医療情報などに関すること。

(10) 経営企画部 本院の経営及び改善に関する企画、病院情報の収集・分析、病院情報システムの開発及び運用並びに病院管理学及び医療情報学に係る教育などに関すること。

2 前項の各部及びセンターにおける業務分掌は、別に定める。

(略)

(中央診療施設等の部長、副部長等)

第9条 中央診療施設等の各部に部長及び副部長を、各センターにセンター長及び副センター長を、臨床検査・輸血部、手術部、放射線部及び病理部に技師長又は技士長(以下「技師長等」という。)を置く。

2 部長及びセンター長(以下「部長等」という。)は、教授、准教授又は病院長が指名する者をもって充てる。

3 副部長及び副センター長(以下「副部長等」という。)は、教授、准教授、講師、助教又は病院長が指名する者をもって充てる。ただし、臨床検査・輸血部、放射線部及び病理部の副部長は、技術職員をもって充てることができる。

4 技師長等は、技術職員をもって充てる。

5 部長等は、病院長の命を受け、その部又はセンターの業務を掌理する。

6 副部長等は、部長等を補佐し、部長等が不在のときは、その職務を代行する。

7 技師長等は、上司の命を受け、その部の業務を処理する。

第10条 本院に医療安全管理部を置き、医療安全に関する業務を処理する。(新設)

2 医療安全管理部に医療安全管理部長及び医療安全管理部副部長を置き、医療安全管理部長は、病院長が指名する教授又は准教授をもって、医療安全管理部副部長は、専任リスクマネジャーのうちから病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 医療安全管理部長は、病院長の命を受け、医療安全管理部の業務を掌理する。(新設)

4 医療安全管理部副部長は、医療安全管理部長を補佐し、医療安全管理部長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

5 医療安全管理部の組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)
(感染制御部及び感染制御部長等)

第11条 本院に感染制御部を置き、感染対策に関する業務を処理する。(新設)

2 感染制御部に感染制御部長及び感染制御部副部長を置き、感染制御部長は、教授又は准教授のうちから病院長が指名する。感染制御部副部長は、准教授、講師又は助教のうちから感染制御部長の推薦に基づき病院長が指名する。(新設)

3 感染制御部長は、病院長の命を受け、感染制御部の業務を掌理する。(新設)

4 感染制御部副部長は、感染制御部長を補佐し、感染制御部長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

5 感染制御部の組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

第12条～第14条(略)

(卒後臨床研修センター及び卒後臨床研修センター長等)

第15条 本院に卒後臨床研修センターを置き、卒後臨床研修に関する業務を処理する。(新設)

2 卒後臨床研修センターに卒後臨床研修センター長及び卒後臨床研修

第10条～第12条(略)

センター副センター長を置き、卒後臨床研修センター長は、教授のうちから病院長が指名する者をもって、卒後臨床研修センター副センター長は、教授、准教授又は講師のうちから卒後臨床研修センター長の推薦に基づき病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 卒後臨床研修センター長は、病院長の命を受け、卒後臨床研修センターの業務を掌理する。(新設)

4 卒後臨床研修センター副センター長は、卒後臨床研修センター長を補佐し、卒後臨床研修センター長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

5 卒後臨床研修センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(遠隔医療センター及び遠隔医療センター長等)

第16条 本院に遠隔医療センターを置き、遠隔医療に関する業務を処理する。(新設)

2 遠隔医療センターに遠隔医療センター長を置き、教授のうちから病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 遠隔医療センター長は、病院長の命を受け、遠隔医療センターの業務を掌理する。(新設)

4 遠隔医療センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)
(臨床研究支援センター及び臨床研究支援センター長等)

第17条 本院に臨床研究支援センターを置き、臨床研究の支援に関する業務を処理する。(新設)

2 臨床研究支援センターに臨床研究支援センター長及び臨床研究支援センター副センター長を置き、臨床研究支援センター長は、病院長が指名する教授をもって、臨床研究支援センター副センター長は、教授、准教授、講師、助教又は看護部長のうちから臨床研究支援センター長の推薦に基づき病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 臨床研究支援センター長は、病院長の命を受け、臨床研究支援センタ

一の業務を掌理する。(新設)

4 臨床研究支援センター副センター長は、臨床研究支援センター長を補佐し、臨床研究支援センター長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

5 臨床研究支援センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(地域医療総合センター及び地域医療総合センター長等)

第18条 本院に地域医療総合センターを置き、地域医療機関等との連携の推進及び地域医療体制の充実に係る業務を処理する。(新設)

2 地域医療総合センターに地域医療総合センター長を置き、救命救急センター、集中治療部、総合診療部、遠隔医療センター及び患者総合サポートセンターの教授のうちから病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 地域医療総合センター長は、病院長の命を受け、地域医療総合センター一の業務を掌理する。(新設)

4 地域医療総合センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(患者総合サポートセンター及び患者総合サポートセンター長等)

第19条 本院に患者総合サポートセンターを置き、患者の受診支援、入院支援及び療養生活支援に関する業務を処理する。(新設)

2 患者総合サポートセンターに患者総合サポートセンター長及び患者総合サポートセンター副センター長を置き、患者総合サポートセンター長は、副病院長又は診療科長等のうちから病院長が指名する者をもって、患者総合サポートセンター副センター長は、副看護部長のうちから病院長が指名する者及び医療支援課長をもって充てる。(新設)

3 患者総合サポートセンター長は、病院長の命を受け、患者総合サポートセンターの業務を掌理する。(新設)

4 患者総合サポートセンター副センター長は、患者総合サポートセンター

長を補佐し、患者総合サポートセンター長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

5 患者総合サポートセンターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(臨床工学室及び臨床工学室長等)

第20条 本院に臨床工学室を置き、医療機器操作及び保守管理に関する業務を処理する。(新設)

2 臨床工学室に臨床工学室長を置き、手術部長をもって充てる。(新設)

3 臨床工学室長は、病院長の命を受け、臨床工学室の業務を掌理する。(新設)

4 臨床工学室の組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(腫瘍センター及び腫瘍センター長等)

第21条 本院に腫瘍センターを置き、がん診療に関する専門業務を処理する。(新設)

2 腫瘍センターに腫瘍センター長を置き、腫瘍センター専任の教員のうちから病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 腫瘍センター長は、病院長の命を受け、腫瘍センターの業務を掌理する。(新設)

4 腫瘍センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(栄養管理部及び栄養管理部長等)

第22条 本院に栄養管理部を置き、患者食の提供に関する業務を処理する。(新設)

2 栄養管理部に栄養管理部長及び栄養管理部副部長を置き、栄養管理部長は、教授又は准教授のうちから病院長が指名する者をもって、栄養管理部副部長は、次に掲げる者をもって充てる。(新設)

(1) 教授、准教授、講師又は助教のうちから栄養管理部長の推薦に基づき病院長が指名する者

(2) 栄養士長

3 病院長は、本院の運営上必要があると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、栄養管理部長の推薦に基づき副部長を指名することができる。(新設)

4 栄養管理部長は、病院長の命を受け、栄養管理部の業務を掌理する。(新設)

5 栄養管理部副部長は、栄養管理部長を補佐し、栄養管理部長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

6 栄養管理部の組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)
(肝疾患相談支援室及び肝疾患相談支援室長等)

第23条 本院に肝疾患相談支援室を置き、肝炎患者からの相談対応に関する業務を処理する。(新設)

2 肝疾患相談支援室に肝疾患相談支援室長を置き、病院長が指名する者をもって充てる。(新設)

3 肝疾患相談支援室長は、病院長の命を受け、肝疾患相談支援室の業務を掌理する。(新設)

4 肝疾患相談支援室の組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)
(乳腺疾患センター及び乳腺疾患センター長等)

第24条 本院に乳腺疾患センターを置き、乳腺疾患に関する専門業務を処理する。(新設)

2 乳腺疾患センターに乳腺疾患センター長を置き、病院長が指名する教員をもって充てる。(新設)

3 乳腺疾患センター長は、病院長の命を受け、乳腺疾患センターの業務を掌理する。(新設)

4 乳腺疾患センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)
(専門医育成・管理センター及び専門医育成・管理センター長等)

第25条 本院に専門医育成・管理センターを置き、専門医の育成・管理に関する業務を処理する。(新設)

- 2 専門医育成・管理センターに専門医育成・管理センター長及び専門医育成・管理センター副センター長を置き、専門医育成・管理センター長は、病院長が指名する教授をもって、専門医育成・管理センター副センター長は、教授、准教授又は講師のうちから専門医育成・管理センター長の推薦に基づき病院長が指名する者をもって充てる。(新設)
- 3 専門医育成・管理センター長は、病院長の命を受け、専門医育成・管理センターの業務を掌理する。(新設)
- 4 専門医育成・管理センター副センター長は、専門医育成・管理センター長を補佐し、専門医育成・管理センター長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)
- 5 専門医育成・管理センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)
(高難度医療管理センター及び高難度医療管理センター長等)

第26条 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定に基づき、本院に高難度医療管理センターを置き、高難度医療に関する専門業務を処理する。(新設)

- 2 高難度医療管理センターに高難度医療管理センター長及び高難度医療管理センター副センター長を置き、高難度医療管理センター長は、病院長が指名する者をもって、高難度医療管理センター副センター長は、高難度医療管理センター長の推薦に基づき病院長が指名する者をもって充てる。(新設)
- 3 高難度医療管理センター長は、病院長の命を受け、高難度医療管理センターの業務を掌理する。(新設)
- 4 高難度医療管理センター副センター長は、高難度医療管理センター長を補佐し、高難度医療管理センター長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)
- 5 高難度医療管理センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(脳卒中センター及び脳卒中センター長等)

第27条 本院に脳卒中センターを置き、脳卒中の診療に関する専門業務を処理する。(新設)

2 脳卒中センターに脳卒中センター長及び脳卒中センター副センター長を置き、病院長が指名する教員をもって充てる。(新設)

3 脳卒中センター長は、病院長の命を受け、脳卒中センターの業務を掌理する。(新設)

4 脳卒中センター副センター長は、脳卒中センター長を補佐し、脳卒中センター長が不在のときは、その職務を代行する。(新設)

5 脳卒中センターの組織等に関し必要な事項は、別に定める。(新設)

(運営委員会)

第28条 (略)

2 運営委員会は、病院長、診療科長、中央診療施設の部長等、専任のセンター長、医療安全管理部長、感染制御部長、薬剤部長、看護部長、診療技術部長、臨床工学室長、栄養管理部長、肝疾患相談支援室長、事務局長、事務局次長（総務・教務担当）、事務局次長（財務・病院担当）及び病院長が必要と認めた者をもって構成する。

3 (略)

第29条, 第30条(略)

附 則

1 この規程は、令和8年8月13日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に部長等又は副部長等の職にある者は、改正後の規定により指名されたものとみなし、その任期は、なお従前の例による。

3 前項に規定する者を除き、この規程の施行後、最初に指名される部長等又は副部長等の任期は、旭川医科大学病院規程第9条の規定に関する申合せ(平成17年7月27日役員会申合せ)の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。

(運営委員会)

第13条 (略)

2 運営委員会は、病院長、診療科長、中央診療施設等の部長等、専任のセンター長、薬剤部長、看護部長、診療技術部長、事務局長、事務局次長（総務・教務担当）、事務局次長（財務・病院担当）及び病院長が必要と認めた者をもって構成する。

3 (略)

第14条, 第15条(略)

別表1(第8条2項関係) (新設)

【改正理由】

中央診療施設に該当する部署とそれ以外の部署を規定上に定めるため
所要の改正を行うものである。

別表1（第8条第2項関係）

中央診療施設	臨床検査・輸血部 手術部 放射線部 材料部 病理部 救命救急センター 集中治療部 総合診療部 周産母子センター 経営企画部 リハビリテーション部 臨床遺伝診療部 光学医療診療部 外来化学療法センター 緩和ケア診療部 透析センター 超音波画像診断センター がん遺伝子診療部
--------	--